

議案第10号

北上市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

北上市後期高齢者医療条例（平成20年北上市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条<u>及び</u>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条<u>並びに</u>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 広域連合条例第4条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年5月18日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

岩手県後期高齢者医療広域連合において傷病手当金を支給することに伴い、市において行う事務に、当該支給に係る申請書の受付事務を追加しようとするものである。